

郡山市水道事業給水条例及び郡山市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月15日

郡山市長 品川 萬里

郡山市条例第19号

郡山市水道事業給水条例及び郡山市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

(郡山市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 郡山市水道事業給水条例(昭和41年郡山市条例第21号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第9条 給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事(以下「給水装置工事」という。)をしようとする者は、あらかじめ事業管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、事業管理者が別に定める給水装置工事については、この限りでない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 事業管理者は、給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が水道法施行令第6条に定める基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> | <p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第9条 給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項ただし書の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事(以下「給水装置工事」という。)をしようとする者は、あらかじめ事業管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、事業管理者が別に定める給水装置工事については、この限りでない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 事業管理者は、給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が水道法施行令第6条に定める基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> |

(郡山市簡易水道事業給水条例の一部改正)

第2条 郡山市簡易水道事業給水条例(昭和42年郡山市条例第76号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第7条 給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項ただし書の<u>国土</u></p> | <p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第7条 給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項ただし書の<u>厚生</u></p> |

交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事(以下「給水装置工事」という。)をしようとする者は、あらかじめ事業管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、事業管理者が別に定める給水装置工事については、この限りでない。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第32条 (略)

2 事業管理者は、給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が水道法施行令第6条に定める基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事(以下「給水装置工事」という。)をしようとする者は、あらかじめ事業管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、事業管理者が別に定める給水装置工事については、この限りでない。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第32条 (略)

2 事業管理者は、給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が水道法施行令第6条に定める基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。